

令和 7 年第 4 回北海道議会定例会 一般質問 開催状況
(経済部資源エネルギー局資源エネルギー課、総務部危機対策局原子力安全対策課)

開催年月日 令和 7 年 12 月 3 日 (水)

質 問 者 日本共産党 真下 紀子 議員

答 弁 者 知事、経済部長、危機管理監

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
二 原発・エネルギー政策等について (一) 知事の考えと同意判断について (真下議員) 知事は 11 月 28 日、泊原発 3 号機の再稼働は、当面取りうる現実的選択だとし、今定例会で最終的に判断するとの見解を示しましたが、これまでの総合的に判断するという見解を、いつどのような経緯で翻したのか伺います。	(知事) 泊発電所の再稼働についてであります。道では、泊発電所 3 号機が、福島第一原発事故の教訓を踏まえた新規制基準に適合していると認められたこの夏以降、説明会の場などを通じ、道民の皆様から、賛否だけにとどまらない多様なご質問やご意見を伺ったところでございます。 こうした中、地元 4 町村の議会が早期再稼働を求める意見書等を採択するとともに、4 町村長が再稼働への理解を表明されたこと、更には、北電から、再稼働後の電気料金の値下げ見通しが公表されるなど、泊発電所 3 号機を取り巻く様々な状況が動いてきたものと認識しています。 私としては、泊発電所 3 号機が、福島第一原発事故の教訓を踏まえた新規制基準に適合していると認められたことや国が道と U P Z 内 13 町村の防災計画や避難計画を一体化した、泊地域の緊急時対応を取りまとめ、原子力防災会議で了承していること、加えて、再稼働により、電気料金の引き下げが見込まれるとともに、電力需要の増加が想定される中で、安定した電力供給が確実なものとなること、さらには、脱炭素電源の確保により、今後の道内経済の成長や温室効果ガス削減に繋がることなどから、原発の活用は当面取り得る現実的な選択と考えるところであります。 私としては、こうした私の考えをお示しし、道民の代表である道議会の皆様と、今定例会において、ご議論させていただきたいと考えたところでございます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(二) 判断までの確認事項等について (真下議員) 知事は、再稼働に関する知事同意の是非の判断にあたっては、十分な手続きを踏んでいるとお考えでしょうか。知事が泊原発を訪問し、立地４町村と懇談後に判断するとしていますが、１６市町村の意向調査の結果は未だ示されていない上、説明会やホームページでの事故対策への不安など、道民意見を受けても、なお理解が得られたと判断できるのですか。 連合審査会でも安全対策費の増嵩の見通しや、北電が一定の条件下で推計しただけの電気料金の引き下げの不確実性など、改めて説明はされておられません。こうした疑問や課題を整理し、改めて国と北電に説明を求めるべきと考えますが、確認する事項はもうないといえるのか、お聞きます。 (三) 道民への正確な情報提供について (真下議員) 先の道議会連合審査会では、泊３号機再稼働に伴う重大事故リスクはゼロではなく、被ばくリスクはＵＰＺ圏を超えることを確認しました。しかし道の説明会では、被ばくの可能性のある範囲を問われ、防護措置を実施するとの回答にとどまり、明確に答えておりません。正確な説明を求めますが、いかがですか。	(知事) 再稼働判断のプロセスについてであります。道では、原発の安全性や必要性については、エネルギー政策に責任を持つ国が丁寧に説明し、道民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要であるとの考えの下、これまで、岩宇４町村や後志管内で住民説明会を開催したほか、泊発電所３号機の再稼働に関する道民の皆様の関心が高いことから、道内６圏域においても説明会を開催し、道民の皆様から賛否にとどまらない多様なご意見やご質問を伺ったところであります。 道としては、道民の皆様からいただいた多数のご意見やご質問と、それに対する回答を通じ、再稼働に関し、道民の皆様様の関心が高い事項やそれに対する国や北電の考え方がより明確になったと受け止めております。 また、今後、文書によりお伺いしている後志管内の市町村のご意見やご要望も確認するとともに、私自身、泊発電所を訪れ、現地で安全対策について直接、確認し、地元４町村長の皆様からもお話しをお聞きした上で、今定例会でのご議論を踏まえ、最終的に判断してまいります。 (危機管理監) 住民の方々への防護措置についてであります。原子力規制委員会では、放射線被ばく量は、距離による低減効果が大きいと、発電所から５km圏内のＰＡＺでは予防的防護措置として避難が有効であるとする一方で、５kmを超えるＵＰＺにおいては、放射線被ばく量に関し、距離による低減効果よりも、屋内退避による低減効果が確実であるとして、自宅等での屋内退避が有効であるとしているほか、ＵＰＺ外においても、事態の進展に応じて、ＵＰＺ内と同様に屋内退避等を行う必要があるとしているところです。 また、昨年度、国の屋内退避の運用に関する検討チームが実施した、新規基準で定める重大事故対策が奏功した場合の住民の被ばく線量のシミュレーションの結果では、ＵＰＺ全域において、仮に屋内退避を実施せず１週間屋外に滞在した場合であっても、その積算被ばく線量は、緊急防護措置に関するＩＡＥＡ基準と比較しても、十分に低くなる蓋然性が高いとされております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(四) 同意の是非の判断過程について (真下議員) 知事が繰り返してきた総合的判断とは、道民への正確な情報を提供したうえで、道民意向等を踏まえて是非を判断するものと考えていましたが、相違ありませんか。一方的な説明だけで理解を得たと判断できるものではなく、賛否を含め意向把握するのが知事の役割と考えますが、見解を伺います。 また、道民が幅広い意見を聞いて考えるための公聴会の開催など、議論を尽くすお考えはないのか、お答えください。 (五) 放射性物質流出の影響について (真下議員) 泊原発で放射性物質漏えい事故が発生した場合、本道農業や観光等への被害は計り知れません。ところが、国も道も影響を試算しておりません。なぜですか。新基準に適合し、多重多様な防護対策で、事故は防止でき、影響はないとお考えなのですか。伺います。	(知事) 道民の皆様のご意見などについてであります。道では、泊発電所3号機の再稼働について、経済団体や市民団体の方々などから、これまでさまざまなご意見やご要望をいただくとともに、各地で開催する説明会の場などを通じ、泊発電所の安全対策や防災対策、必要性など、道民の皆様から賛否だけにとどまらない多様なご意見やご質問を伺ってきたところでございます。 また、これらのご意見や質疑を含め、説明会の開催結果や資料等を順次、道のホームページに掲載し、広く道民の皆様にお知らせするとともに、ご意見投稿フォームを用意し、引き続き、道民の皆様からのご意見等を受け付けているところでございます。 道では、こうした様々な機会を通じて寄せられた道民の皆様の声などをしっかりと受け止め、私の判断にあたっての参考とさせていただくこととしております。 (経済部長) 原子力災害による経済的な影響についてでございますが、道では、原発については、安全性の確保を大前提に、安全性や必要性について、エネルギー政策に責任を持つ国が丁寧に説明し、道民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。 原子力規制委員会においては、福島第一原発事故の教訓や国際機関の安全基準を含む海外の規制動向などを踏まえ、地震や津波など、自然現象の想定を大幅に引き上げて防護対策を強化するとともに、万一重大事故が発生した場合に備え、その進展を食い止める対策を事業者に求めるといった最新の技術的知見を反映した新規制基準を定めており、泊発電所3号機については、規制委員会において、基準に適合していると判断され、本年7月に設置変更許可がなされたところでございます。 なお、万が一事故が発生した場合においては、国が関係法令に基づき、責任を持って対処することとしており、また、原子力事業者は、原子力損害の賠償に関する法律において、事故の過失・無過失にかかわらず、無制限の賠償責任を負うこととされております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
【再質問】 二 原発・エネルギー政策等について （一）知事の考えと同意判断について （真下議員） 知事は、道政上の最重要課題である泊原発３号機再稼働について、28日、これまでの総合的判断から最終的に判断すると答弁を訂正し、追加説明では、言い間違いではなく、読み間違えたと説明しましたが、知事は単に原稿を読んでいるだけなのですか。知事にとって原発再稼働の判断とは、それ程軽い認識なのか、見解を伺います。 （二）正確な情報提供について 【指摘】 （真下議員） 道民の意向を聞く前に、ただいまの答弁のように事態の進展によってUPZを超える被ばくはあると明確に説明すべきです。また、健康に影響のない程度に低減できると答弁しましたが、とても受容できません。不要な被ばくは受けてはならないのだということを強く指摘しておきます。 （三）正確な情報提供の追加について （真下議員） 新規制基準では、万一重大事故が発生した場合の備えを求めています、事故対策に重要なのは冷却機能を喪失させないことです。先の連合審査会で規制庁は、冷却水の取水口や取水路の損壊に関し、岩盤の上に設置しているため影響はないと答えました。しかし、この岩盤が人口岩盤か否か、支持されているのか否かの回答を避けました。道から規制庁や北電に対し、改めて正確な情報提供、説明を求めるべきではありませんか。見解を伺います。	（知事） 泊発電所の再稼働についてであります、泊発電所に関しては、道では、これまでも、道民の代表である道議会の皆様との質疑を通じ、その時々状況に応じた考えをお伝えしてきたところであり、私としては、泊発電所３号機の再稼働の判断は、道政上の重要な課題であることから、道議会の皆様と今定例会においてご議論させていただきたく、最初に私の考えをお示ししたいと考えたところでございます。 こうした考えのもと、11月28日の一般質問では、答弁をさせていただいたものです。 （知事） 原発の安全性についてであります、原発の安全性の確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われており、新規制基準に基づく審査の結果については、原子力規制委員会自らが責任を持って説明を行い、また、事業者である北海道電力においても、道民の皆様への丁寧な説明を行っていくことが重要と考えています。 本年８月の理解要請の際、資源エネルギー庁長官に対して、私から、原子力規制委員会による審査結果の丁寧な説明等を求め、政府全体として、しっかり対応を進めたいと回答があり、また、北海道電力の齋藤社長から、原子炉設置変更許可の報告を受けた際には、道民の皆様への丁寧な説明など、しっかり対応していただきたいことなどについて直接お伝えしたところであり、国や北電に対し、今後も、様々な機会をとらえて、求めてまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(四) 同意判断について (真下議員) 北電は、安全対策工事費を約 6,670 億円と見込みましたが、今後の情勢次第でどれだけ積みあがっていくのか、不明です。現在所持する核燃料がいつなくなり、その後安定的な購入のためにいくらかかるのかも算定されていません。 知事は北電社長から再稼働後の電気料金引き下げについて直接説明を受けたと言いますが、条件付き推計であって、その不確実性について何か追加説明を求めたのですか。4 度も料金を引き上げてきた北電は、経営効率化に引き続き努力すると言いますが、今までは努力を怠り、再稼働しなければ深堀しないのか。知事は北電社長の説明に一つ一つ確認することもなく、ただ納得しただけなのか、お聞きます。 (五) 道民意見について (真下議員) 道のホームページには、後志管内の説明会は会議録が掲載をされていますが、昨日まで、確認をしたところ、6 圏域の説明会で出された質問用紙は、そのまま掲載されているだけで、質問に対する回答は示されていませんでした。 道が行うパブリックコメントの際は、一つ一つの意見を検証し、議会に報告しているのに比べ、今回は参考にする手続きを怠っています。説明会での回答を公開することなく、募集した意見は、参考にするだけで、聞き流すのか。知事の認識を伺います。	(知事) 北電の電気料金値下げについてであります。私は、再稼働後の電気料金の値下げ見通しに関し、今回の試算における主な前提条件と、それが変化した場合に値下げ水準が変動する可能性があること、また、過去の値上げに伴い、取り組んでいる経営効率化の更なる深掘りによる費用削減効果を織り込んだものであることなどについて北電の斎藤社長から直接説明を受けました。 私からは、値下げの内容や考え方について、北電が道民の皆様に対し、様々な機会を通じて、わかりやすく、丁寧な説明を行っていただきたいこと、また、値下げ水準については、エネルギー価格が高騰している中、道民の皆様の関心も高いことから、道民の皆様の負担の更なる軽減に向け、聖域を設けない経営効率化について、可能なものから取り組むなど、最大限の企業努力をしていただき、その成果については、できるだけ早期に道民の皆様へ還元していただきたいとの考えを直接お伝えし、社長からは、しっかり対応していく、との回答があったところでございます。 (知事) 道民の皆様の声などについてであります。道では、岩手 4 町村や U P Z を含む後志管内に加え、道内 6 圏域においても説明会を開催し、賛否にとどまらない、多様なご質問やご意見をお伺いし、その全ての質問に対し国と北電、道から回答したところでございます。 また、これらのご意見や質疑を含め、説明会の開催結果や資料等を順次、道のホームページにも掲載していく考えであり、道内 6 圏域の質疑等についても、一部の会場分を本日掲載したところでございます。 私としては、こうした様々な機会を通じて寄せられた道民の皆様の声などについてしっかり受け止め、再稼働の判断にあたっての参考とさせていただくこととしております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
【再々質問】 二 原発・エネルギー政策等について （一）知事の考えと同意判断について （真下議員） 知事は、28 日にご自身の考えを示し、12 日までの会期中に最終判断をする。前提は道議会との議論を経てと言いますが、実質本会議 2 日半、予算委員会は分科会所管部質問と知事総括質疑の審議日程しかありません。議会との議論を経てと言いつつ、当初の考えを繰り返す知事答弁からは、理解を得ようとする意思よりも、一方的に判断を受け入れろと言わんばかりに聞こえてきます。知事は、道議会との議論は今定例会の日程内で十分とお考えかお聞きします。 （四）同意判断について （真下議員） 道内 6 圏域での、意見、質問への回答をやっと今日から掲載し始めたという答弁でしたが、全く周知をされておられません。ホームページからの意見募集は参考にするだけで回答はしませんね。 では、いまだ示されていない 16 市町村の意見をいつ報告するのか。 また、札幌市長もこれから課題を整理すると発言しており、それは一体いつまでに確認し、議会議論の俎上に載せるのか、お聞きします。 （五）道民意見について （真下議員） こうした状況では、知事がしっかり道民意向を把握したとは言えないではありませんか。 それでも、今定例会で知事が最終的判断するというのなら、それは紛れもなく知事の独断専行にほかなりません。知事は、今定例会で拙速に判断すべきではありません。知事の見解を伺います。	（知事） 道議会とのご議論などについてであります。泊発電所に関しては、道としては、これまで、道民の代表である道議会の皆様との質疑を通じ、その時々での状況に応じた考えをお伝えしてきたところであり、今定例会においても、私の考えをお示しし、ご議論させていただきたいと考えております。 （知事） 周辺自治体からのご意見などについてであります。道とともに北電と泊発電所周辺の安全確認等に関する協定を締結している後志管内の市町村に対し、文書により幅広くご意見やご要望等をお伺いしているところであり、その結果については、取りまとめ次第、公表をいたします。 また、札幌市長が、泊発電所 3 号機の再稼働に関し、市としても論点を整理し、一定の考え方を整理したいとの考えを示されたことと承知をしており、様々なレベルで、札幌市のお考えを確認するなどし、意見交換を行うなど、コミュニケーションを図っていきたいと考えております。 （知事） 泊発電所の再稼働についてであります。泊発電所 3 号機の再稼働の判断は、道政上の重要な課題と考えており、道民の代表である道議会の皆様と、今定例会においてご議論させていただきたく、私の考えをお示したところであり、今後、私自身、泊発電所を訪れ、現地で安全対策について直接、確認し、地元 4 町村長の皆様からお話しをお聞きした上で、今定例会でのご議論を踏まえ、最終的に判断してまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
【指摘】 （真下議員） 知事は、泊原発安全対策を直接確認すると言いますが、今更一体何を見に行くのですか。 知事が泊原発を視察するなら、埋立地にある重要施設である取水口などの損壊に伴う冷却機能喪失を想定して、高線量の中、地盤変化やどれほどの瓦れきを超え、海水採取のため人間が運転する可搬型の車両でどこまで近づき、取水が可能か、それができなかった場合どう対応するのか、必ず確認するように求め、指摘いたします。 【特別発言】 （真下議員） 議長のご許可をいただき特別発言いたします。 2006 年、当時の日本共産党吉井英勝衆議院議員は、国会で、巨大津波などにより電源喪失に陥り、炉心溶融の可能性があると警告を発しましたが、国も東電も対策を拒否した結果、指摘の原因によって、福島第一原発事故が起きてしまった。これは紛れもない人災であります。 ところが、今も、国、北電、鈴木知事は、北電泊原発で重大事故リスクはゼロではないと、言い訳しつつ、原発施設は新規制基準に適合し、重大事故を防ぐ対策がとられているという、新たな安全神話に陥って警告を聞こうとしていません。 北海道全域への甚大な被害を道民に強いる可能性を否定できない中、まして、今定例会での拙速な判断などありえない。絶対にありえないと申し上げ、特別発言を終わります。	